

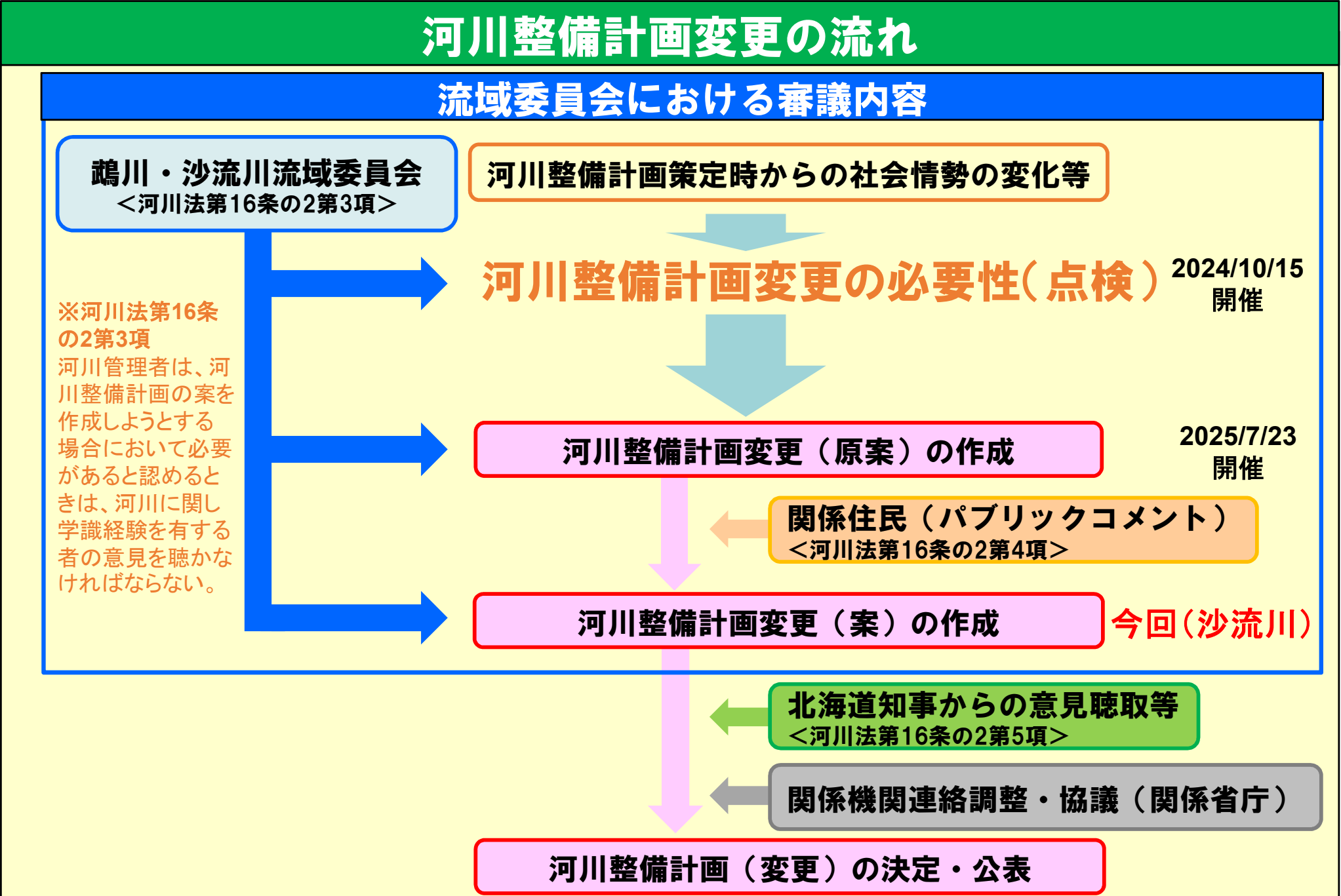
資料－２

沙流川水系河川整備計画[変更](原案) へのご意見とその回答について

令和7年9月29日

鵠川・沙流川流域委員会について

河川整備計画変更の流れと流域委員会での審議内容



1. 前回の流域委員会（第3・4回）での ご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見

※ご意見の詳細は鶴川・沙流川流域委員会（第3・4回）議事要旨をご参照ください。

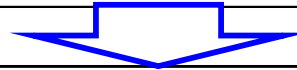
ご意見	本資料 説明頁	（案） 該当頁	第〇回委員会 ご指摘
○ 河川整備計画の目標に関する事項			
①鶴川・沙流川の文化的特徴について	P.5	P.1	第3回
②気候変動によるリスクの増大について	P.6	P.22	第3回・第4回
③④⑤⑥環境整備・保全目標について	P.7-P.20	P.52,53.55,95	第3回・第4回
○ 河川整備の実施に関する事項			
⑦総合的な土砂管理について	P.21	P.48	第3回
⑧整備計画計画変更後の継続的なフォローアップについて	P.22	P.48	第3回
⑨防災情報について	P.23	P.64,84	第3回
⑩二風谷ダムの堆砂について	P.24	P.77,89	第3回
⑪BCP（事業継続計画）について	P.25	P.83	第3回
⑫マイ・タイムラインについて	P.26	P.85	第3回
⑬文化的景観（アイヌ文化）の形成に係る生物について	P.27	P.45,68	第3回
⑭アイヌ文化の保存・伝承・振興に関する取組について	P.28	P.93	第3回
○ その他			
⑮写真の撮影年について	P.29	—	第3回

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見①への回答

【ご意見】

- ・ 鷗川と沙流川では河川の文化的特徴が異なる。地域住民にとって鷗川は「女川」、沙流川は「男川」と表現され、橋の形状も違い、地域文化が表れている。このような文化的背景を踏まえ、河川整備計画にどのように反映されるのか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ 鷗川と同様に、鷗川の「女川」、沙流川の「男川」、両河川合わせて「夫婦川」という地域住民に親しまれてきた文化的背景について本文に反映しました。

➤ 修正(案)(1ページ、16行目)

沙流川の流れは比較的急流であり、流域に住む人々からはそのたくましい流れから「男川」として呼ばれ、流域面積、流路延長が似かよった隣の鷗川が穏やかな流れの「女川」であることから2つそろって「夫婦川」とも呼ばれている。



鷗川「女川」
(下流部 春日・米原地区)



沙流川「男川」
(中流部 ピラウトウルナイ区域)

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見②への回答

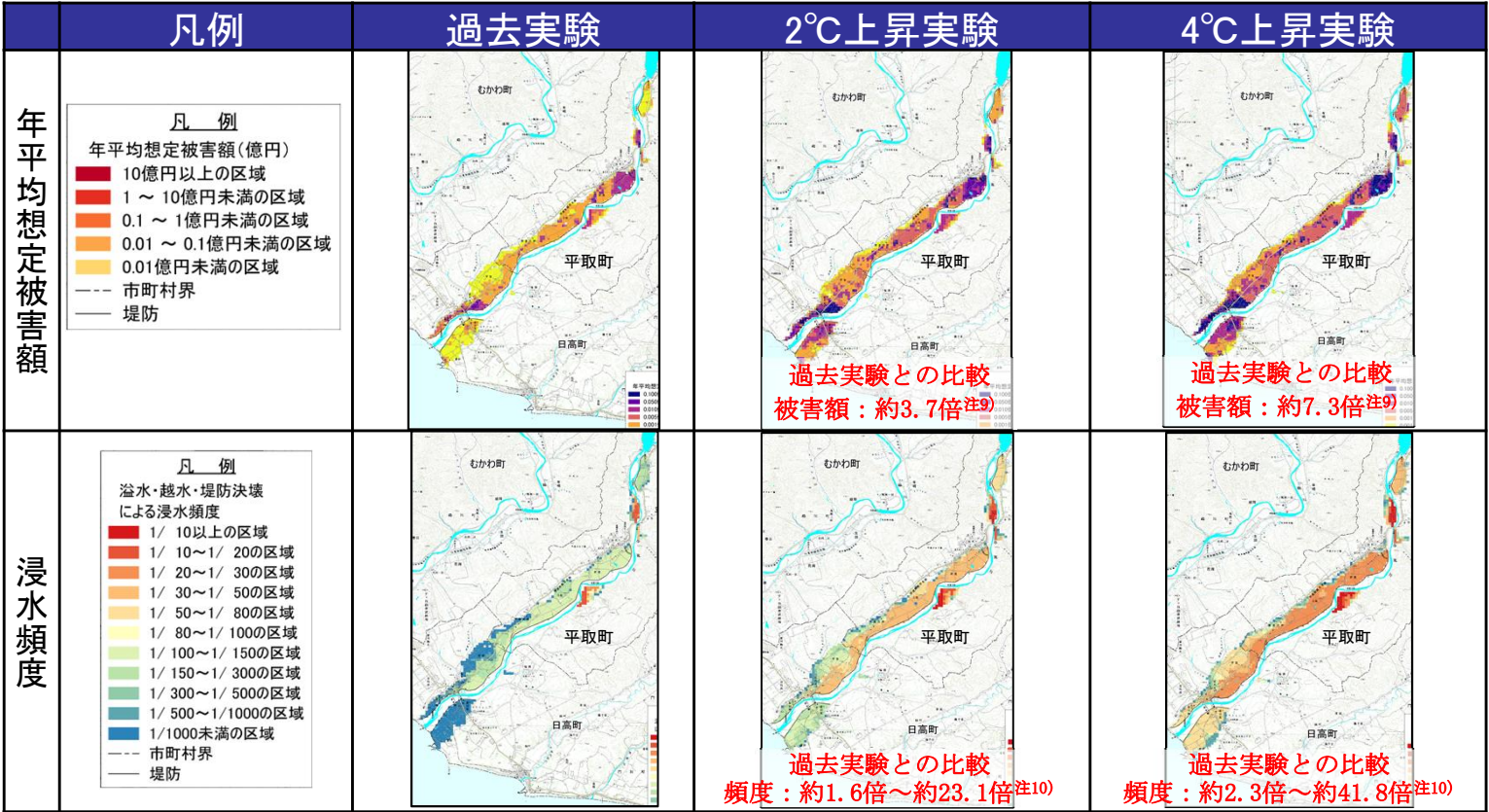
【ご意見】

- ・ 本文22ページでは、2℃上昇シナリオを整備の対象としているにもかかわらず、「過去実験」と「4℃上昇」の比較のみを示しているため、2℃上昇のデータも掲載すべきではないか。
- ・ リスク評価について、過去実験、2℃上昇実験、4℃上昇実験とリスクが上昇するにつれて増加する浸水面積や被害額の倍率についても記載してはどうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ 2℃上昇実験のデータを追加し、過去の実験結果と比較したうえで、リスク浸水面積および被害額の倍率を記載しました。
- 修正(案)
(22ページ、図1-14、一部抜粋)



※北海道管理区間の氾濫や内水氾濫は考慮されていない。
※浸水頻度は浸水深0.0mを超える頻度を示す。
注9) 流域全体の年平均想定被害額を算出し、過去実験で得られた年平均想定被害額で除した倍率を示す。
注10) 各メッシュの浸水頻度を過去実験の浸水頻度で除して倍率を算出し、その倍率の最小値及び最大値の範囲を示す。

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③への回答

【ご意見】

- 前回の流域委員会（第4回）の資料2の18ページ左側のフローについて、「保全・回復優先種」と「保全・回復優先種から河川整備計画に記載する種」と「モニタリング指標種」の三つを示しているが、混乱を招く可能性があるため記載について見直した方がよい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご意見を踏まえ、保全・回復優先種の選定フローを修正しました。

➤ 修正（案）

《優先的に保全・回復する種の選定方法》

1. 種リストの作成（河川水辺の国勢調査結果、河川水辺の国勢調査以前の確認種）



2. 種の個体数の変化傾向、在不在、個体数変化の整理



3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック

①絶滅危惧種、②法的保護種、③消失種、④潜在的消失種、⑤減少種、⑥注目種
上記のいずれかに該当



4. 保全・回復優先種の抽出

保全・回復優先種のうち植物については、良好な環境が構成されていたH17年頃または直近の調査結果と比較して減少している種に加えて、アイヌ伝承有用植物として地域にとって重要な種を選定

（参考）生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック項目

- ① 絶滅危惧種・・・国、道いずれかが指定する絶滅危惧Ⅱ類以上に該当する種
- ② 法的保護種・・・天然記念物、希少野生動植物指定種
- ③ 消失種・・・過去25年以上未確認の種
- ④ 潜在的消失種・・・過去に確認されていたが、直近の調査で未確認の種
- ⑤ 減少種・・・減少傾向にある種、または直近の調査で確認個体数が1桁の種
- ⑥ 注目種・・・地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見④への回答

【ご意見】

- 前回の流域委員会（第4回）の資料2の21、22ページに「指標性が低い」という表現があるが、これは何を意味するのか。

【沙流川水系河川整備計画での対応】

- 保全・創出する草地環境、自然裸地、水域等の河川内の特定の環境に依存しない種（属止め^注）の種を含む）や河川以外の環境（海洋・山地等）を主に利用する種、生態が不明な種を「指標性が低い」と表現しておりました。
- ご意見を踏まえ、「指標性が低い」という表現を見直し、各種の河川との関連性や生息域に関する記述（草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用、河川以外の環境、不明等）に修正しました。

➤ 修正（案）

《保全・回復優先種の選定結果（魚類 抜粋）》

■ : 保全・回復優先種

1. 種リストの作成	2. 調査結果から在不在、個体数変化を整理	3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック	4. 保全・回復優先種の抽出
種名	一巡目 H4 二巡目 H8 三巡目 H14 四巡目 H18 五巡目 H23 六巡目 H28 七巡目 R3	確認箇所 下流 中流 上流	種名
カワヤツメ	2 26 3 1 1 5	○ - ○	連続する瀬・淵、ワンド・たまり、水際の自然度
ニホンウナギ	0 1 0 1 3 3	○ - ○	不明（生態が解明されていない）のため、保全・回復優先種から除外
コイ（型不明）	0 3 4 12 21 3	○ ○ ○	水生植物帯（抽水植物）、ワンド・たまり、水際の自然度
ウグイ属	1173 935 1014 2275 1620 833	○ ○ ○	不明（属レベルでは生息環境が断定できない）のため、保全・回復優先種から除外

《保全・回復優先種の選定結果（鳥類 抜粋）》

生態が不明、または属止め^注等で依存環境が断定できないことを明記

1. 種リストの作成	2. 調査結果から在不在、個体数変化を整理	3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック	4. 保全・回復優先種の抽出
種名	一巡目 H5 二巡目 H9 三巡目 H14 四巡目 H19 五巡目 H29	確認箇所 下流 中流 上流	種名
キジバト	20 24 43 36 47	○ ○ ○	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
アオバト	0 0 0 6 1	- ○ ○	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
アビ	0 0 2 0 0	○ - -	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外

注）属止め：生物分類の際にその生物が“属”の段階で分類され、それ以上（亜属や種レベル）まで詳細に分類できない場合に該当

《保全・回復優先種の選定結果（魚類） 1/2》

 : 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成

↓

種名	一巡目 H4	二巡目 H8	三巡目 H14	四巡目 H18	五巡目 H23	六巡目 H28	七巡目 R3	確認箇所
シベリアヤツメ		0	0	1	0	0	7	下流 中流 上流
カワヤツメ		2	26	3	1	1	5	○ ○ ○
カワヤツメ属		0	0	20	4	16	34	○ ○ ○
ニホンウナギ		0	1	0	1	3	3	○ ○ ○
コイ（型不明）		0	3	4	12	21	3	○ ○ ○
ギンブナ		0	0	1	2	0	0	○ ○ ○
ギンブナ		53	7	18	23	170	50	○ ○ ○
フナ属		0	0	0	9	41	3	○ ○ ○
ヤチウグイ		2	0	1	0	0	0	○ ○ ○
ジュウサンウグイ		8	0	1	0	0	6	○ ○ ○
エソウグイ		6	805	2492	429	684	421	○ ○ ○
ウグイ		636	82	582	36	293	612	○ ○ ○
ウグイ属		1173	935	1014	2275	1620	833	○ ○ ○
モツゴ		41	17	18	14	174	151	○ ○ ○
ドジョウ類		3	3	15	13	21	27	○ ○ ○
フクドジョウ		1774	676	788	304	497	857	○ ○ ○
エソホトケドジョウ		0	2	0	0	0	0	○ ○ ○
シヤマモ		0	4	6	24	0	6	○ ○ ○
キュウリウオ		0	0	2	0	1	0	○ ○ ○
チカ		0	0	0	0	0	1	○ ○ ○
ワカサギ		0	0	3	4	12	2	○ ○ ○
シラウオ		0	1	0	0	0	0	○ ○ ○
アメマス		0	1	0	0	1	3	○ ○ ○
ニジマス		0	1	0	0	1	1	○ ○ ○

2. 調査結果から在不在、個体数変化を整理

↓

3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック

↓

①-1 絶滅危惧種 (環境省)	①-2 絶滅危惧種 (北海道)	② 法的 保護種	③ 消失種	④ 潜在的 消失種	⑤-1 減少種 (消失 危惧)	⑤-2 減少種 (減少 傾向)	⑥ 注目種
準絶滅危惧	準絶滅危惧	—	—	—	該当	—	該当
Ⅱ類	準絶滅危惧	—	—	—	該当	—	該当
—	—	—	—	—	—	—	該当
ⅠB類	情報不足	—	—	—	該当	—	該当
—	—	—	—	—	該当	—	—
Ⅱ類	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
準絶滅危惧	準絶滅危惧	—	—	該当	—	該当	—
—	留意・地域個体群	—	—	—	該当	—	—
地域個体群	留意	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
準絶滅危惧・情報不足	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	該当(着)
ⅠB類	ⅠB類	—	—	該当	—	—	—
—	留意・地域個体群	—	—	—	該当	—	該当(着)
—	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	Ⅱ類	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—

4. 保全・回復優先種の抽出	
↓	
種名	生息環境・環境条件など
シベリアヤツメ	連続する瀬・淵、ワンド・たまり、水際の自然度
カワヤツメ	連続する瀬・淵、ワンド・たまり、水際の自然度
カワヤツメ属	連続する瀬・淵、ワンド・たまり、水際の自然度
ニホンウナギ	不明（生態が解明されていない）のため、保全・回復優先種から除外
コイ（型不明）	水生植物帯（抽水植物）、ワンド・たまり、水際の自然度
ギンブナ	水生植物帯（抽水植物）、ワンド・たまり、水際の自然度
ギンブナ	水生植物帯（抽水植物）、ワンド・たまり、水際の自然度
フナ属	水生植物帯（抽水植物）、ワンド・たまり、水際の自然度
ヤチウグイ	ワンド・たまり、水生植物帯（抽水植物）、水際の自然度
ジュウサンウグイ	連続する瀬・淵
エソウグイ	連続する瀬・淵
ウグイ	連続する瀬・淵
ウグイ属	不明（属レベルでは生息環境が断定できない）のため、保全・回復優先種から除外
モツゴ	水生植物帯（抽水植物）、水際の自然度
ドジョウ類	ワンド・たまり、水生植物帯（抽水植物）、水際の自然度
フクドジョウ	連続する瀬・淵
エソホトケドジョウ	ワンド・たまり、水生植物帯（抽水植物）、水際の自然度
シヤマモ	連続する瀬・淵
キュウリウオ	連続する瀬・淵
チカ	河川以外の環境（汽水・海水魚）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ワカサギ	連続する瀬・淵
シラウオ	河川以外の環境（汽水・海水魚）に依存するため、保全・回復優先種から除外
アメマス	連続する瀬・淵
ニジマス	外来種のため、保全・回復優先種から除外

1. 種リストの作成

 - ・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用
2. 個体数変化の整理

 - ・水国データを使用。
 - ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。
3. 対応が必要となる種のチェック

 - ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種
 - ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し
 - ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つからない種」で、緑の国勢調査との比較により選定
 - ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種
 - ・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が1 0 以下の場合は、消失危惧種として該当と判定
 - ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。
 - ・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種 を選定

5. 各魚種が必要な環境や条件

 - ・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載

《保全・回復優先種の選定結果（魚類） 2/2》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成

↓

種名	一巡目 H4	二巡目 H8	三巡目 H14	四巡目 H18	五巡目 H23	六巡目 H28	七巡目 R3	確認箇所 下流 中流 上流
サケ		6	6	17	40	48	9	○ ○ ○
サクラマス		0	0	1	1	1	6	— ○ ○
サクラマス（ヤマメ）		1	14	12	36	70	59	○ ○ ○
イトヨ		0	0	0	0	1	0	○ — —
ニホンイトヨ		0	0	22	3	0	0	○ — ○
イトヨ属		51	290	8	0	0	0	○ ○ ○
トミヨ		0	0	8	2	5	0	○ ○ —
トミヨ属		0	0	0	11	0	0	○ — —
ボラ		0	1	0	8	0	4	○ — —
メナダ		0	0	5	0	7	1	○ — —
ボラ科		0	0	0	83	0	0	○ — —
ハナカジカ		4	0	0	0	0	0	○ ○ —
エソハナカジカ		0	17	62	7	108	60	○ ○ ○
アシシロハゼ		0	39	92	583	44	145	○ — —
ヌマチチブ		55	204	0	71	444	337	○ ○ ○
トウヨシノボリ類		0	1	246	10	86	46	○ ○ ○
ヨシノボリ属		46	2	0	0	0	0	○ ○ ○
スミウキゴリ		0	0	0	0	32	2	○ — —
ウキゴリ		97	114	140	65	514	496	○ ○ ○
シマウキゴリ		0	5	8	4	477	96	○ ○ ○
ジュズカケハゼ		1	3	6	17	7	2	○ ○ ○
ウキゴリ属		0	2	0	456	0	7	○ ○ ○
ハゼ科		0	0	0	78	0	2	○ — —
ヌマガレイ		4	0	0	0	35	29	○ — —

2. 調査結果から在不在、個体数変化を整理

↓

3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック

↓

①-1 絶滅危惧種 (環境省)	①-2 絶滅危惧種 (北海道)	② 法的 保護種	③ 消失種	④ 潜在的 消失種	⑤-1 減少種 (消失 危惧)	⑤-2 減少種 (減少 傾向)	⑥ 注目種
—	—	—	—	—	該当	—	該当（着）
準絶滅危惧	留意	—	—	—	該当	—	該当
準絶滅危惧	留意	—	—	—	—	—	該当（着）
—	留意	—	—	該当	—	—	該当
地域個体群	留意	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
地域個体群	留意	—	—	該当	—	—	—
—	準絶滅危惧	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

1. 種リストの作成 ・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用	2. 個体数変化の整理 ・水国データを使用。 ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。	3. 対応が必要となる種のチェック ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種 ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つからない種」で、緑の国勢調査との比較により選定 ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種 ・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が1 0 以下の場合は、消失危惧種として該当と判定 ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。 ・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種 を選定
--------------------------------------	--	---

4. 保全・回復優先種の抽出	
↓	
種名	生息環境・環境条件など
サケ	連続する瀬・淵
サクラマス	連続する瀬・淵
サクラマス（ヤマメ）	連続する瀬・淵
イトヨ	ワンド・たまり、水生植物帯（果材）、水際の自然度
ニホンイトヨ	ワンド・たまり、水生植物帯（果材）、水際の自然度
イトヨ属	ワンド・たまり、水生植物帯（果材）、水際の自然度
トミヨ	ワンド・たまり、水生植物帯（果材）、水際の自然度
トミヨ属	ワンド・たまり、水生植物帯（果材）、水際の自然度
ボラ	河川以外の環境（汽水・海水魚）に依存するため、保全・回復優先種から除外
メナダ	河川以外の環境（汽水・海水魚）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ボラ科	河川以外の環境（汽水・海水魚）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ハナカジカ	連続する瀬・淵
エソハナカジカ	連続する瀬・淵
アシシロハゼ	河川以外の環境（汽水・海水魚）
ヌマチチブ	ワンド・たまり
トウヨシノボリ類	連続する瀬・淵
ヨシノボリ属	不明（属レベルでは生息環境が断定できない）のため、保全・回復優先種から除外
スミウキゴリ	ワンド・たまり
ウキゴリ	ワンド・たまり
シマウキゴリ	ワンド・たまり
ジュズカケハゼ	ワンド・たまり
ウキゴリ属	ワンド・たまり
ハゼ科	不明（属レベルでは生息環境が断定できない）のため、保全・回復優先種から除外
ヌマガレイ	河川以外の環境（汽水・海水魚）

5. 各魚種に必要な環境や条件 ・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答

《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 1/7》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成	2. 調査結果から在不在 個体数変化を整理	3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック	4. 保全・回復優先種の抽出
↓	↓	↓	↓
種名	一巡目 H5 二巡目 H9 三巡目 H14 四巡目 H19 五巡目 H29	確認箇所 下流中流上流	種名 生息環境・環境条件など
エゾライチョウ	00000	— — —	エゾライチョウ河川以外の環境（森林）
キジ	000019	○ ○ —	キジ河川以外の環境（農耕地）
コウライキジ	8510390	○ ○ ○	コウライキジ外来種のため、保全・回復優先種から除外
ヒシクイ	054539783	○ ○ ○	ヒシクイワンド・たまり
マガン	0283011984	○ ○ —	マガンワンド・たまり
ハクガン	00001	○ — —	ハクガンワンド・たまり
シジュウカラガン	00003	○ — —	シジュウカラガンワンド・たまり
コクガン	00010	○ — —	コクガンワンド・たまり
コハクチョウ	023725	○ ○ ○	コハクチョウワンド・たまり
オオハクチョウ	2279954279247	○ ○ ○	オオハクチョウワンド・たまり
オシドリ	90013134	○ ○ ○	オシドリワンド・たまり
オカヨシガモ	20200	○ — ○	オカヨシガモワンド・たまり
ヨシガモ	00220	○ ○ —	ヨシガモワンド・たまり
ヒドリガモ	27014418683	○ ○ —	ヒドリガモワンド・たまり
マガモ	30340228695155	○ ○ ○	マガモワンド・たまり
カルガモ	24141188338	○ ○ ○	カルガモワンド・たまり
ハシビロガモ	0023190	○ ○ —	ハシビロガモワンド・たまり
オナガガモ	012197681310	○ ○ ○	オナガガモワンド・たまり
トモエガモ	00002	— ○ —	トモエガモワンド・たまり
コガモ	1313671973202	○ ○ ○	コガモワンド・たまり
ホシバジロ	00620	○ ○ —	ホシバジロワンド・たまり
キンクロハジロ	0015360	○ — —	キンクロハジロワンド・たまり
スズガモ	0024260	○ — ○	スズガモ河川以外の環境（海上・海岸）
シノリガモ	00150	○ — —	シノリガモ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
クロガモ	0012612416	○ — —	クロガモ河川以外の環境（海上・海岸）

1. 種リストの作成 ・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用	2. 個体数変化の整理 ・水国データを使用。 ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。	3. 対応が必要となる種のチェック ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種 ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定 ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種 ・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定 ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。 ・⑥注目種は、地域有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定	5. 各魚種が必要な環境や条件 ・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載
--------------------------------------	--	---	---

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答

: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

・調査結果から在不在
個体数変化を整理

3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック

4. 保全・回復優占種の抽出

種名	生息環境・環境条件など
コオリガモ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ホオジロガモ	ワンド・たまり
ミコアイサ	ワンド・たまり
カワアイサ	ワンド・たまり
ウミアイサ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
カイツブリ	ワンド・たまり
アカエリカイツブリ	ワンド・たまり
カンムリカイツブリ	ワンド・たまり
ミミカイツブリ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
カワラバト(ドバト)	外来種のため、保全・回復優先種から除外
キジバト	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
アオバト	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
アビ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ハシジロアビ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
カワウ	河辺性の樹林・河畔林
ウミウ	河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ゴイサギ	ワンド・たまり
アオサギ	ワンド・たまり
ダイサギ	ワンド・たまり
タンチョウ	低・中葦草地
クイナ	水生植物帯
ジュウイチ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ツツドリ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
カコウ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
ヨタカ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外

2. 個体数変化の整理

- ・水国データを使用。
- ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。

3. 対応が必要となる種のチェック

- ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種
- ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し
- ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つからない種」で、緑の国勢調査との比較により選定
- ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種
- ・⑤-1 減少種（消失危機）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危機種として該当と判定
- ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。
- ・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種 ※選定

5. 各魚種が必要な環境や条件

・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答

《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 3/7》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

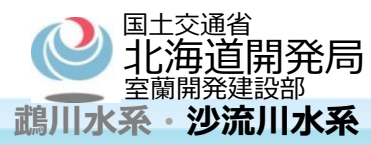
1. 種リストの作成	2. 調査結果から在不在 個体数変化を整理	3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック	4. 保全・回復優先種の抽出
↓	↓	↓	↓
種名	一巡目 H5 二巡目 H9 三巡目 H14 四巡目 H19 五巡目 H29	確認箇所 下流中流上流	種名 生息環境・環境条件など
アマツバメ	00300	—○—	アマツバメ河川以外の環境（海岸・山地）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ダイゼン	00010	○—	ダイゼン干潟
イカルチドリ	000201	—○○	イカルチドリ自然裸地
コチドリ	157143010	○○○	コチドリ自然裸地
セイタカシギ	00010	—○—	セイタカシギワンド・たまり
ヤマシギ	00200	——○	ヤマシギ河川以外の環境（水田・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
オオジシギ	218153211	○○○	オオジシギ低・中茎草地
タシギ	01020	○○○	タシギ低・中茎草地
チュウシャクシギ	005000	○—	チュウシャクシギ干潟
アオアシシギ	00131	○○○	アオアシシギ干潟
クサシギ	00100	——○	クサシギ低・中茎草地
キアシシギ	00204	○—○	キアシシギ干潟
イソシギ	10682115	○○○	イソシギ自然裸地
キョウジョシギ	00019	○—	キョウジョシギ干潟
ミユビシギ	00010	○—	ミユビシギ干潟
トウネン	00100	○○—	トウネン干潟
ミツユビカモメ	0020800	○○—	ミツユビカモメ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ユリカモメ	10001212118	○○—	ユリカモメ河川以外の環境（海上・海岸）
ウミネコ	140160105216589	○○—	ウミネコ河川以外の環境（海上・海岸）
カモメ	200407154129	○—	カモメ河川以外の環境（海上・海岸）
ワシカモメ	100135	○○—	ワシカモメ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
シロカモメ	2010199299	○○—	シロカモメ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
セグロカモメ	28258095140	○○—	セグロカモメ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外
オオセグロカモメ	0001468189	○○○	オオセグロカモメ河川以外の環境（海上・海岸）
アジサシ	10000	—○—	アジサシ河川以外の環境（海上・海岸）に依存するため、保全・回復優先種から除外

1. 種リストの作成
・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用
2. 個体数変化の整理
・水国データを使用。
・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。
3. 対応が必要となる種のチェック
・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種
・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し
・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定
・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種
・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定
・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。
・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定

5. 各魚種が必要な環境や条件
・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答



《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 4/7》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成



種名
ミサゴ
トビ
オジロワシ
オオワシ
チュウヒ
ハイロチュウヒ
ハイトカ
オオタカ
ノスリ
クマタカ
コノハズク
フクロウ
コミミズク
アカショウビン
カワセミ
アリスイ
コゲラ
アカゲラ
クマガラ
ヤマゲラ
チョウゲンボウ
コチョウゲンボウ
チゴハヤブサ
ハヤブサ
モズ

1. 種リストの作成
・ 河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用

2. 調査結果から在不在個体数変化を整理



一巡目 H5	二巡目 H9	三巡目 H14	四巡目 H19	五巡目 H29	確認箇所 下流中流上流
0	0	6	1	1	○ ○ ○
75	100	104	95	58	○ ○ ○
3	3	10	44	62	○ ○ ○
1	0	1	14	27	○ ○ ○
0	0	3	4	3	○ ○ ○
0	0	2	7	2	○ ○ ○
1	0	6	6	2	○ ○ ○
0	0	5	6	3	○ ○ ○
0	0	0	15	5	○ ○ ○
0	0	1	11	0	○ ○ ○
0	0	0	0	1	○ ○ ○
0	0	1	0	0	○ ○ ○
0	0	0	2	0	○ ○ ○
0	0	0	1	0	○ ○ ○
5	0	7	13	4	○ ○ ○
0	0	0	0	2	○ ○ ○
0	0	3	6	4	○ ○ ○
1	3	9	12	11	○ ○ ○
0	0	0	0	1	○ ○ ○
0	0	3	4	2	○ ○ ○
0	0	0	1	1	○ ○ ○
0	0	0	4	1	○ ○ ○
0	0	4	2	0	○ ○ ○
3	0	4	2	5	○ ○ ○
13	6	41	36	8	○ ○ ○

2. 個体数変化の整理
・ 水国データを使用。
・ 沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。

3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック



①-1 絶滅危惧種 (環境省)	①-2 絶滅危惧種 (北海道)	② 法的保護種	③ 消失種	④ 潜在的 消失種	⑤-1 減少種 (消失 危惧)	⑤-2 減少種 (減少 傾向)	⑥ 注目種
準絶滅危惧	準絶滅危惧	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅱ類	Ⅱ類	天然記念物/種の保存法	—	—	—	—	該当
Ⅱ類	Ⅱ類	天然記念物/種の保存法	—	—	—	—	—
ⅠB類	ⅠB類	種の保存法(2021)	—	—	該当	—	該当
—	—	—	—	—	該当	—	—
準絶滅危惧	準絶滅危惧	—	—	—	該当	—	—
準絶滅危惧	準絶滅危惧	—	—	—	該当	—	該当
—	—	—	—	—	該当	—	—
ⅠB類	ⅠB類	種の保存法(2021)	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	該当	—	—	—
Ⅱ類	希少種	—	—	該当	—	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
Ⅱ類	Ⅱ類	天然記念物	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—
Ⅱ類	Ⅱ類	種の保存法(2021)	—	—	該当	—	—
—	—	—	—	—	該当	—	—

3. 対応が必要となる種のチェック
・ ①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種
・ ②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し
・ ③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定
・ ④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種
・ ⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定
・ ⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。
・ ⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定

4. 保全・回復優先種の抽出

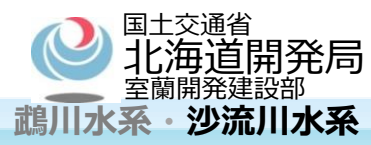


種名	生息環境・環境条件など
ミサゴ	連続する瀬・淵
トビ	河川以外の環境（農耕地・市街地）
オジロワシ	河辺性の樹林・河畔林
オオワシ	河辺性の樹林・河畔林
チュウヒ	水生植物帯
ハイロチュウヒ	水生植物帯
ハイトカ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
オオタカ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ノスリ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
クマタカ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
コノハズク	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
フクロウ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
コミミズク	低・中茎草地
アカショウビン	連続する瀬・淵
カワセミ	ワンド・たまり
アリスイ	河辺性の樹林・河畔林
コゲラ	河辺性の樹林・河畔林
アカゲラ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
クマガラ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ヤマゲラ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
チョウゲンボウ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
コチョウゲンボウ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
チゴハヤブサ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
ハヤブサ	河川以外の環境（岩場・崖）に依存するため、保全・回復優先種から除外
モズ	河辺性の樹林・河畔林

5. 各魚種が必要な環境や条件
・ 河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答



《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 5/7》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成
2. 調査結果から在不在個体数変化を整理
3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック
4. 保全・回復優先種の抽出

種名	一巡目 H5	二巡目 H9	三巡目 H14	四巡目 H19	五巡目 H29	確認箇所 下流中流上流	①-1 絶滅危惧種 (環境省)	①-2 絶滅危惧種 (北海道)	② 法的保護種	③ 消失種	④ 潜在的消失種	⑤-1 減少種 (消失危惧)	⑤-2 減少種 (減少傾向)	⑥ 注目種	種名	生息環境・環境条件など
アカモズ	0	0	1	1	0	○ ○ -	IB類	IB類	種の保存法(2021)	-	該当	-	-	-	アカモズ	河辺性の樹林・河畔林
カケス	0	0	24	27	11	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	カケス	河川以外の環境(農耕地・森林)
コクマルガラス	0	0	0	3	0	- ○ -	-	-	-	-	該当	-	-	-	コクマルガラス	河川以外の環境(市街地)に依存するため、保全・回復優先種から除外
ミヤマガラス	0	0	0	549	21	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ミヤマガラス	河川以外の環境(市街地)
ハシボソガラス	299	252	439	703	301	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ハシボソガラス	河川以外の環境(市街地)
ハシブトガラス	498	192	271	271	149	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ハシブトガラス	河川以外の環境(市街地)
クイタダキ	0	0	0	0	1	- ○ -	-	-	-	-	-	該当	-	-	クイタダキ	河川以外の環境(森林)に依存するため、保全・回復優先種から除外
ハシブトガラ	0	2	5	26	24	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ハシブトガラ	河川以外の環境(森林・市街地)
ヤマガラ	0	0	0	2	4	- ○ ○	-	-	-	-	-	該当	-	-	ヤマガラ	河川以外の環境(森林・市街地)に依存するため、保全・回復優先種から除外
ヒガラ	0	0	175	17	2	○ ○ ○	-	-	-	-	-	該当	-	-	ヒガラ	河川以外の環境(森林・市街地)に依存するため、保全・回復優先種から除外
シジュウカラ	20	9	41	82	45	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	シジュウカラ	河川以外の環境(森林・市街地)
ヒバリ	120	52	157	259	83	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒバリ	低・中茎草地
ショウドウツバメ	0	53	28	649	61	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	該当(着)	ショウドウツバメ	侵食崖
ツバメ	101	160	17	11	2	○ ○ ○	-	-	-	-	-	該当	-	-	ツバメ	河川以外の環境(農耕地・市街地)に依存するため、保全・回復優先種から除外
イワツバメ	0	11	34	3	0	- ○ ○	-	-	-	-	該当	-	-	-	イワツバメ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
ヒヨドリ	5	6	14	101	291	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒヨドリ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
ウグイス	0	0	0	11	23	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	ウグイス	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
ヤブサメ	0	0	0	7	0	○ ○ -	-	-	-	-	該当	-	-	-	ヤブサメ	河川以外の環境(森林)に依存するため、保全・回復優先種から除外
エナガ	0	8	69	27	9	- ○ ○	-	-	-	-	-	該当	-	-	エナガ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
オオムシクイ	0	0	0	0	1	- ○ -	-	地域個体群	-	-	-	該当	-	-	オオムシクイ	河川以外の環境(森林)に依存するため、保全・回復優先種から除外
センダイムシクイ	3	2	1	34	14	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	センダイムシクイ	河川以外の環境(森林)
メジロ	0	0	0	6	2	○ - ○	-	-	-	-	-	該当	-	-	メジロ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
マキノセンニュウ	0	0	0	1	5	○ - -	-	-	-	-	-	該当	-	-	マキノセンニュウ	低・中茎草地
シマセンニュウ	1	5	1	3	16	○ ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	シマセンニュウ	低・中茎草地
エゾセンニュウ	0	0	1	10	44	○ ○ ○	-	-	-	-	-	-	-	-	エゾセンニュウ	低・中茎草地

1. 種リストの作成
・ 河川水辺の国勢調査(以下、水国)結果を使用
2. 個体数変化の整理
・ 水国データを使用。
・ 沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。
3. 対応が必要となる種のチェック
・ ①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧IA、IB、II類に該当する種
・ ②法的保護種は、文化財保護法(天然記念物)や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し
・ ③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定
・ ④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種
・ ⑤-1 減少種(消失危惧)は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定
・ ⑤-2 減少種(減少傾向)は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。
・ ⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定
5. 各魚種が必要な環境や条件
・ 河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き(参考資料部分)を参考に記載

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答

《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 6/7》

■: 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成	2. 調査結果から在不在 個体数変化を整理	3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック	4. 保全・回復優先種の抽出
↓	↓	↓	↓
種名	一巡目 H5 二巡目 H9 三巡目 H14 四巡目 H19 五巡目 H29	確認箇所 下流中流上流	種名 生息環境・環境条件など
オオヨシキリ	1010203747	○ ○ ○	オオヨシキリ水生植物帯
コヨシキリ	215103514	○ ○ ○	コヨシキリ水生植物帯
キレンジャク	000010	— ○ —	キレンジャク河川以外の環境（森林・市街地）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ゴジュウカラ	11061	— ○ ○	ゴジュウカラ河川以外の環境（森林・市街地）に依存するため、保全・回復優先種から除外
キバシリ	00100	— — ○	キバシリ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ミソサザイ	00040	— ○ ○	ミソサザイ連続する瀬・淵
ムクドリ	55972531577	○ ○ ○	ムクドリ草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
コムクドリ	30312	○ ○ ○	コムクドリ草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
カワガラス	00453	— ○ ○	カワガラス連続する瀬・淵
トラツグミ	00002	— ○ ○	トラツグミ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
クロツグミ	000185	— ○ ○	クロツグミ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
アカハラ	01010	— — ○	アカハラ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ツグミ	1725506	○ ○ ○	ツグミ河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ノゴマ	00101	○ — —	ノゴマ水生植物帯
コルリ	00001	— ○ —	コルリ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ノビタキ	28144111364	○ ○ ○	ノビタキ低・中茎草地
エゾビタキ	00020	— — ○	エゾビタキ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
キビタキ	020113	— ○ ○	キビタキ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
オオルリ	20077	○ ○ ○	オオルリ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外
ニュウナイスズメ	211213	○ ○ ○	ニュウナイスズメ草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用
スズメ	1791313555712	○ ○ ○	スズメ河川以外の環境（市街地）
キセキレイ	011183	○ ○ ○	キセキレイ自然裸地
ハクセキレイ	6032635817	○ ○ ○	ハクセキレイ自然裸地
セグロセキレイ	16811219	○ ○ ○	セグロセキレイ自然裸地
ピンズイ	00111430	○ ○ ○	ピンズイ河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外

1. 種リストの作成 ・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用	2. 個体数変化の整理 ・水国データを使用。 ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。	3. 対応が必要となる種のチェック ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種 ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定 ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種 ・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定 ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変動が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。 ・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定	5. 各魚種が必要な環境や条件 ・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載
--------------------------------------	--	--	---

《保全・回復優先種の選定結果(鳥類) 7/7》

 : 保全・回復優先種

※注目種における該当(着)は、整備計画本文に記載している“沙流川において着目すべき種”を示す

1. 種リストの作成		2. 調査結果から在不在 個体数変化を整理		3. 生息範囲の拡大、個体数の増加が求められる種のチェック		4. 保全・回復優先種の抽出					
↓		↓		↓		↓					
種名	一巡 目 H5	二巡 目 H9	三巡 目 H14	四巡 目 H19	五巡 目 H29	確認箇所 下流中流上流	種名	生息環境・環境条件など			
	〇	〇	19	3	6				〇	〇	〇
	〇	〇	12	150	0				〇	-	〇
タヒバリ	0	0	0	306	123	〇	タヒバリ	河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
アトリ	1	0	0	0	78	-	アトリ	河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
カワラヒワ	0	0	0	278	0	〇	カワラヒワ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用			
マヒワ	0	0	0	0	16	-	マヒワ	河川以外の環境（農耕地・森林）			
ベニヒワ	0	0	0	0	16	〇	ベニヒワ	河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
ハギマシコ	8	0	10	10	14	-	ハギマシコ	河川以外の環境（森林）			
ベニマシコ	0	0	0	1	8	〇	ベニマシコ	河辺性の樹林・河畔林			
ウソ	0	0	39	9	30	〇	ウソ	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
シメ	1	1	0	2	1	-	シメ	河川以外の環境（森林）			
イカル	0	0	1	0	0	〇	イカル	河川以外の環境（森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
ツメナガホオジロ	16	5	48	53	45	〇	ツメナガホオジロ	海岸草原			
ホオジロ	9	5	35	32	34	〇	ホオジロ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用			
ホオアカ	0	15	1	65	9	〇	ホオアカ	低・中茎草地			
カシラダカ	0	0	0	3	1	-	カシラダカ	河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
ミヤマホオジロ	85	40	287	161	70	〇	ミヤマホオジロ	河川以外の環境（農耕地・森林）に依存するため、保全・回復優先種から除外			
アオジ	10	0	23	65	14	〇	アオジ	草地・自然裸地・水域・河畔林等を含む様々な環境を利用			
オオジュリン						〇	オオジュリン	水生植物帯			

1. 種リストの作成 ・河川水辺の国勢調査（以下、水国）結果を使用	2. 個体数変化の整理 ・水国データを使用。 ・沙流川は区間が3区分されており、各区間で調査が実施されている。ここではそれらの合計値を使用している。	3. 対応が必要となる種のチェック ・①絶滅危惧種は、環境省レッドリスト及び北海道レッドリストの絶滅危惧ⅠA、ⅠB、Ⅱ類に該当する種 ・②法的保護種は、文化財保護法（天然記念物）や種の保存法など法律で指定された種 ※対象種無し ・③消失種は、数十年、あるいは数世紀にわたって観察されていないにもかかわらず、絶滅と宣言されていない「見つかっていない種」で、緑の国勢調査との比較により選定 ・④潜在的消失種は、数年から数十年間のモニタリングの結果、過去に生息が確認されているが、最新の調査で生息が確認されなかった種 ・⑤-1 減少種（消失危惧）は水国の最新の確認個体数が10以下の場合は、消失危惧種として該当と判定 ・⑤-2 減少種（減少傾向）は三巡目から七巡目までの確認個体数の変遷が、減少傾向※にあるものを選定。※減少かつR2乗値>0.5のもの。 ・⑥注目種は、地域や有識者の意見等を踏まえて設定する地域にとって重要な種を選定	5. 各魚種が必要な環境や条件 ・河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き（参考資料部分）を参考に記載
--------------------------------------	--	--	---

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見③④への回答

《河川整備において目標とする環境》

修正(案) P.53

区分	草地環境 (低・中茎草地、水生植物、外来植物、ヨシ原)	自然裸地 (自然裸地、干潟を含む)	水域 (連続する瀬淵、 ワンド・たまりを含む)
区分1(河口～KP4.6)	110ha程度	30ha程度	50ha程度
区分2(KP4.6～19.2)	200ha程度	50ha程度	100ha程度
区分3(KP19.2～21.4)	20ha程度	10ha程度	30ha程度
大臣管理区間	330ha程度(38%)	90ha程度(10%)	180ha程度(20%)

※%は、全川の河道内に占める割合を示す
※整備後はモニタリングを実施し、区分毎の目標を下回っている場合には、河川全体での目標を達成できるよう必要な対応を実施する(順応的管理)。

《保全・回復優先種(区分1のみ抜粋)》

修正(案) P.55

河川環境 区分	依存する 環境等	保全・回復優先種		
		魚類	鳥類	植物
区分1 KP0～5km Sg.2-2	草地環境	—	タンチョウ、クイナ、オオジシギ、タシギ、チュウヒ、 ハイロチュウヒ、ノスリ、コミミズク、チョウゲン ボウ、チゴハヤブサ、メジロ、マキノセンニユウ、 ムクドリ、コムクドリ、ノゴマ、ツメナガホオジロ、 ホオアカ	ヨシ、オオヨモ ギ、セリ、ヒメ ガマ
	自然裸地	—	コチドリ、ノスリ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ、 メジロ、ムクドリ、コムクドリ、キセキレイ、セグロ セキレイ	—
	水域	シベリアヤツメ、カワヤツメ、カワヤツメ属、コイ(型 不明)、フナ属、ジュウサンウグイ、フクドジョウ、シ シャモ、キュウリウオ、ワカサギ、アメマス、サケ、 サクラマス(ヤマメ)、イトヨ、ニホンイトヨ、イトヨ属、 トミヨ、トミヨ属、ハナカジカ、スミウキゴリ、ジュスカ ケハゼ、ウキゴリ属	ヒシクイ、マガン、ハクガン、シジュウカラガン、コ クガン、コハクチョウ、オシドリ、オカヨシガモ、ヨ シガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジ ロ、ミコアイサ、カイツブリ、アカエリカイツブリ、カ ンムリカイツブリ、ゴイサギ、ダイサギ、ミサゴ、ノ スリ、カワセミ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ、 ショウドウツバメ、メジロ、ムクドリ、コムクドリ	—
	河辺性の樹 林・河畔林	—	オジロワシ、オオワシ、アリスイ、コゲラ、モズ、 アカモズ	—
	干潟	—	ダイゼン、チュウシャクシギ、アオアシシギ、キア シシギ、キョウジョシギ、ミユビシギ、トウネン	—

※依存する環境等については、川づくりのための魚類ガイド(財団法人北海道建設技術センター H16.8)、新訂 北海道野鳥図鑑(亜細亜社 H15.4)、河川環境管理シートを用いた環境評価の手引き～河川環境の定量評価と改善に向けて～(国土交通省水管理・国土保全局 R5.7)に基づき判断している。

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑤への回答

【ご意見】

- 希少種がいる場所をまずは「保護」することを優先する必要がある。「保全」は意味が広いため、記載について見直した方がよい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

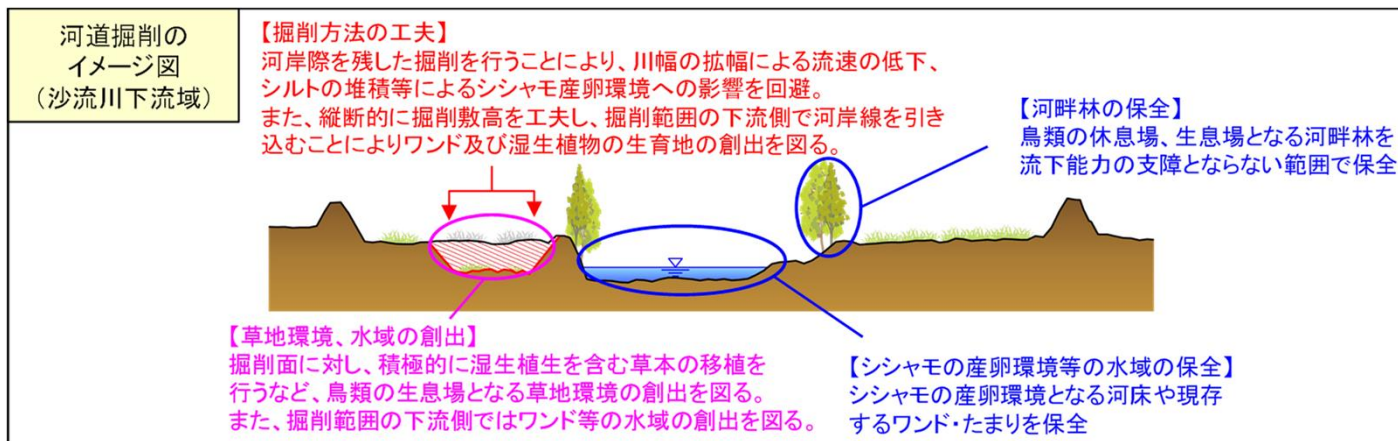
- 河道掘削を行う際には、保護を基本としたうえで生息場を保全することについて河川整備計画本文に追記しました。

➤ 原案(52ページ16行目)

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、沙流川と地域文化(アイヌ伝承有用植物、サクラマス、シシャモ)との関わりを踏まえ、環境が類似する区間を「河川環境区分」として整理し、区分ごとに環境が良好な区間を「代表区間」として設定する。

➤ 修正(案)(52ページ16行目)

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、沙流川と地域文化(アイヌ伝承有用植物、サクラマス、シシャモ等)との関わりを踏まえ、表 1-19から表1-21に示す保全・回復優先種^{注1)}の生息状況等について適切に把握し、保護を基本としたうえで、掘削等による改変を最小限とするなどのミティゲーション^{注2)}の考え方に基づき、生息場を保全するとともに、これまでに失われるなどした動植物等の生息・生育・繁殖環境を創出する。具体的な考え方としては環境が類似する区間を「河川環境区分」として整理し、区分ごとに環境が良好な区間を「代表区間」として設定する。



注1) 生息範囲や個体数の保全・回復を図ることが求められる種。

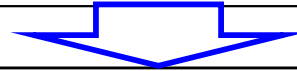
注2) ミティゲーション: 人為的行為が自然環境に与える影響の緩和措置。回避、最小化、矯正、軽減、代償の5段階で検討される。

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑥への回答

【ご意見】

- ・ モニタリングは、河川管理者のみではなく、企業や地域の人たちと繋がって環境目標を達成するような主旨の記載にしてはどうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ ご意見を踏まえ、環境目標の達成について、地域の関係者等との協働により達成する旨を追記しました。

➤ 修正(案) (95ページ13行目)

また、モニタリングに際しては、地域住民、河川協力団体など地域団体、企業等との協働により、必要なモニタリング手法を決定したうえで、実施する。



河川協力団体との共同調査



河川協力団体との共同調査

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑦への回答

【ご意見】

- 土砂動態に関して、調査・研究やモニタリング結果を踏まえた実施内容を検討する場が必要である。本文48ページの総合的な土砂管理の項目で、そのような検討体制について記載してはどうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご意見を踏まえ、調査・研究やモニタリング結果を踏まえた実施内容の検討の場やその検討体制について追記しました。

➤ 原案(48ページ28行目)

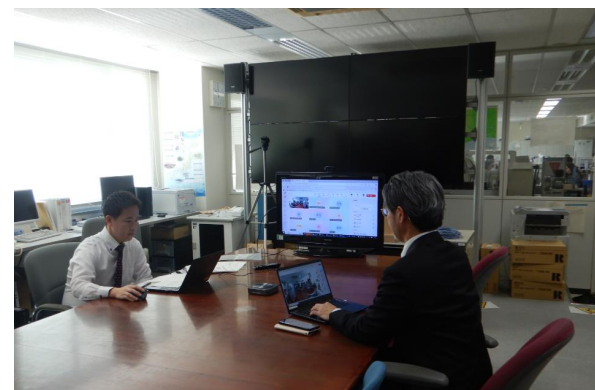
- また、土砂管理は治水・利水・河川環境の全般に関わる課題であり、流砂系の健全化に向け、継続的なモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な対策を実施する。
- なお、モニタリング及び対策の実施に際しては、必要に応じて学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図る。

➤ 修正(案)(48ページ28行目)

- また、土砂管理は治水・利水・河川環境の全般に関わる課題であり、流砂系の健全化に向け、継続的なモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて学識者、関係機関等で構成する検討体制を構築し、この体制において調査・研究やモニタリング結果を踏まえた適切な対策を実施するとともに、地域住民等を含めた情報の共有を図る。



土砂動態現地合同調査の様子(第14回 令和5年10月)



連携会議開催の様子(第15回 令和7年1月)

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑧への回答

【ご意見】

- 土砂動態だけではなく、PDCAサイクルを効果的に機能させるためには、専門家や地域住民の意見聴取や定期的なチェック体制の構築が望ましい。例えば流域委員会を定期的に開催し、進捗状況を確認する仕組みも検討してはどうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご意見を踏まえ、継続的な事業フォローアップの実施について追記しました。

➤ 原案(48ページ35行目)

- 以上の基本理念に基づく取組については、鶴川・沙流川流域治水協議会等、既存の流域内連携に関連する枠組みと連携の上、流域への普及啓発に努める。

➤ 修正(案)(48ページ35行目)

- 以上の基本理念に基づく取組については、鶴川・沙流川流域治水協議会や鶴川・沙流川減災対策協議会及び鶴川・沙流川流域委員会等、既存の流域内連携に関連する枠組みを活用するなどして、取組のフォローアップや流域への普及啓発に努める。

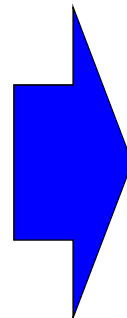
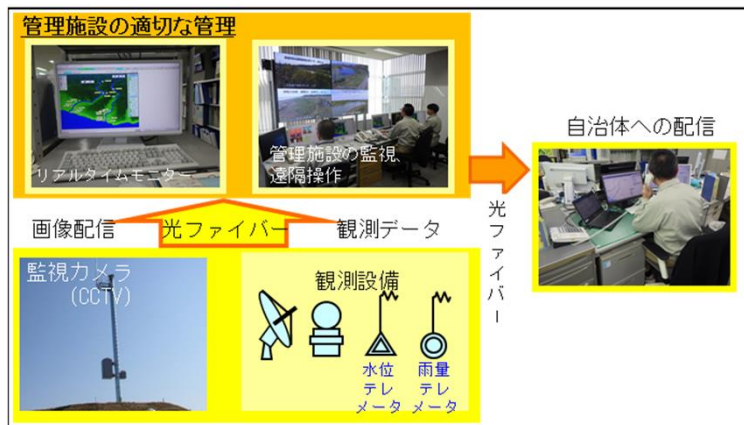
前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑨への回答

【ご意見】

- 洪水時の河川水位などの河川情報があっても、災害時に自ら調べ、情報にたどり着けないことがハードルとなる。アクセシビリティの向上をリスクコミュニケーションの中で図らないと、災害時に命や地域を守ることに繋がらないため、河川整備計画（案）本文63ページの4行目を見直して頂きたい。

【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご指摘を踏まえ、河川情報が関係自治体だけでなく地域住民の方々にも確実に伝達できるような本文、図に修正しました。
- また、避難情報を促す水位情報等の提供に際して、アクセシビリティの向上が図られるよう、本文を修正しました。



河川情報の収集・伝達のイメージ図の修正

➤ 原案(63ページ4行目)

…光ファイバー網等を通じて関係自治体や地域住民等へ伝達できる体制整備を行う。

➤ 修正(案)(64ページ4行目)

…光ファイバー網等を通じて関係自治体や地域住民等へ伝わる体制整備を行う。

➤ 原案(83ページ2行目)

…に触れる機会を持ちやすくすることが重要である。このため、河川環境の保全・創出や用水の取水安定化…

➤ 修正(案)(84ページ13行目)

…に触れる機会を持ちやすくすることが重要であるため、住民説明会や防災教育等により、防災情報の活用方法について継続的に普及・啓発を図る。あわせて、河川環境の保全・創出や用水の取水安定化…

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑩への回答

【ご意見】

- ・二風谷ダム of 景観問題は重要である。現在は二風谷ダムの貯水位を上げているが、貯水位を最低水位である40mで維持していた2年間で樹木が繁茂しており、想定している土砂堆積状況が変わる可能性があるため、継続的にモニタリングしてほしい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・二風谷ダムの景観問題は、樹木の成長や土砂堆積状況に対する継続的なモニタリングを実施する文言を追記しました。

➤ 原案(76ページ9行目)

二風谷ダム、平取ダムについては、…(中略)…ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、ダムの運用等について調査・検討を行い、必要な対策を講じる。

➤ 修正(案)(77ページ9行目)

二風谷ダム、平取ダムについては、…(中略)…ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、ダムの運用等について調査・検討するとともに、樹木の成長や土砂の堆積状況についてもモニタリングを実施し、気候変動に伴い、再び大きな出水が発生することも想定し、堆砂の予測計算や堆積土砂撤去の検討などの必要な対策を講じる。

➤ 原案(88ページ8行目)

その際、平取町と連携し湖面景観・利活用の観点にも留意し改善に努める。

➤ 修正(案)(89ページ8行目)

その際、地域や関係機関等と連携し、湖面景観の保全・利活用を図るとともに、土砂の堆積状況とあわせて樹木の成長についても継続的なモニタリングを実施しながら、ダム湖の堆砂状況の改善に努める。



二風谷ダムの湖面状況（R4.9.29撮影 E.L=約40.0m）



二風谷ダムの湖面状況（R7.7.3撮影 E.L=約41.5m）

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑪への回答

【ご意見】

- 資料2の37ページ(本文82ページ)において、近年重要視されているBCP(事業継続計画)について言及すべきである。行政だけでなく地域や商店街などでも取り組まれている点も含めて記述してはどうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご意見を踏まえ、近年重要視されているBCP(事業継続計画)について追記しました。

➤ 原案(82ページ25行目)

さらに、浸水想定区域内にある町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や大規模工場等の施設の所有者等が、避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際の技術的支援や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援等、安全性の確保の促進に努める。

➤ 修正(案)(83ページ25行目)

さらに、浸水想定区域内にある町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や大規模工場等の施設の所有者等が、避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際の技術的支援や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援等、安全性の確保の促進に努める。

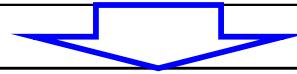
加えて、近年の大規模災害の頻発化・激甚化を踏まえ、行政機関のみならず、民間企業や農業関係等における BCP(事業継続計画)の策定に際して、必要な情報の提供やリスクコミュニケーション等を行い、地域防災力の向上を図る。

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑫への回答

【ご意見】

- ・「マイ・タイムラインの充実」(原案P84、18行目)という表現に違和感がある。「マイ・タイムラインの作成による地域防災力の向上・充実」などの表現が適切ではないか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ ご指摘の通り、「マイ・タイムラインの充実」という表現について、より適切な表現となるよう「マイ・タイムラインの作成による地域防災力の向上・充実」に修正しました。

➤ 原案(84ページ18行目)

(中略)地域住民等の主体的な避難を促すため、洪水・津波ハザードマップ^{注1)}を活用した広域避難訓練を関係機関と連携して実施し、コミュニティ・タイムラインやマイ・タイムラインの充実に向けた支援を行う。

➤ 修正(案)(85ページ31行目)

(中略)地域住民等の主体的な避難を促すため、洪水・津波ハザードマップ^{注1)}を活用した広域避難訓練を関係機関と連携して実施し、コミュニティ・タイムライン^{注2)}やマイ・タイムラインの作成による地域防災力の向上・充実に向けた支援を行う。

注1)洪水・津波ハザードマップ

河川の氾濫や津波の到達に備えて、地域住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を自治体が地図上に明示したもの。

注2)コミュニティ・タイムライン

水害時に地域住民全員が安全に避難するため、「いつ」「だれが」「なにを」行うべきかを町内会や自主防災組織が中心となって事前に時系列で整理・決定した地域防災計画。



グループ学習によるマイ・タイムラインの作成

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑬への回答

【ご意見】

- ・ アイヌ文化にとってシマフクロウは非常に重要な存在である。文化的景観への配慮を謳うのであれば、シマフクロウについても記載してはどうか。また、アイヌ文化の有用植物においても記載してほしい。
- ・ 同様にカワシンジュガイも重要である。これらの生物は相互に関連しておりカワシンジュガイの復活にはサクラマスの上流が必要など、体系的な視点が必要である。種の記載には地域住民の意見を十分に反映してほしい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ ご意見を踏まえ、流域内の文化的景観(アイヌ文化)の形成に係る生物について、体系的な視点に基づき保全を図る旨を追記しました。
- 原案(45ページ24行目)
 - ・ …事業が進められるなど、アイヌ文化に関する各種調査・保全や振興対策が行われている。
- 修正(案)(45ページ24行目)
 - ・ …事業が進められている。さらに平成25年4月には「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画ーコタンコロカムイの森づくり推進のための協定書ー」^{注)}が平取アイヌ協会、北海道森林管理局及び平取町により締結されるなど、アイヌ文化に関する各種調査・保全や振興対策が行われている。
- 原案(67ページ10行目)
 - ・ …沙流川とその支川や流入水路等を含めた流域全体で移動の連続性を確保することが重要である。
- 修正(案)(68ページ11行目)
 - ・ …沙流川とその支川や流入水路等を含めた流域全体で移動の連続性を確保することが重要であり、サケ・サクラマス等が上流まで遡上可能となることで、シマフクロウをはじめとした種の生息域が拡大するといった効果が期待できる。

注)21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画:北海道古来の森林の象徴として、かつては集落の周辺の森林に生息し、集落の守り神とされた「コタンコロカムイ」(シマフクロウ)が生息できる森林・水域環境の再生などの計画。

補足)シマフクロウおよびカワシンジュガイについては、河川水辺の国勢調査等(本川直轄管理区間における代表地点での目視および採捕調査)では個体が確認されていないものの、上流域および支川での確認実績や地域の取り組み状況等に基づき、生息域拡大の効果を整備計画に記載する。



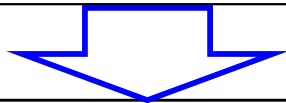
環境省webサイトより引用

シマフクロウ
(コタンコロカムイ)

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑭への回答

【ご意見】

- アイヌ文化の保存・伝承・振興に関しては、精神論だけでなく具体的な仕組みやスキームを示すべきである。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

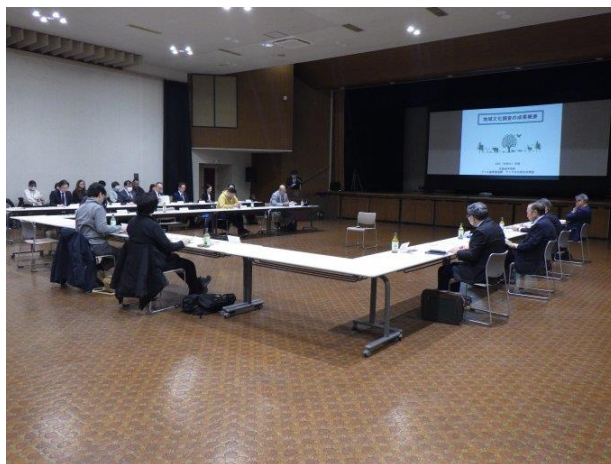
- ご意見を踏まえ、地域や関係機関等との協議・協働体制について明記しました。

➤ 原案(92ページ2行目)

- 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとされた背景を踏まえ、平取ダム建設時に実施してきた取組を引き続き行うなど、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。

➤ 修正(案)(93ページ2行目)

- 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとされた背景を踏まえ、地域や関係機関等で構成される協議会等を通じて、平取ダム建設時に実施してきた平成18年(2006年)3月にとりまとめられた「アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書」を踏まえた取組を引き続き行うなど、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。



第25回平取ダム地域文化保全対策検討会(令和7年3月18日開催)

1. 前回の流域委員会（第3・4回）でのご意見と回答について

前回の流域委員会（第3・4回）のご意見⑮への回答

【ご意見】

- 写真は何年に撮影したものかを可能な限り明示した方がよい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- 河川整備計画変更(案)に掲載している写真のうち、撮影時期が明確に特定できるものについては、撮影年月を追記しました。

➤ 修正(案)(70ページ)



令和元年(2019年)10月31日撮影

写真 2-7 沙流川上流部 (KP20.0付近)



令和元年(2019年)10月31日撮影

写真 2-9 沙流川中流部 (KP13.0付近)
(ピラウトウルナイ区域)



令和元年(2019年)10月31日撮影

写真 2-11 沙流川河口部



写真 2-8 二風谷ダム下流の景観



令和5年(2023年)9月13日撮影

写真 2-10 荷葉大橋より上流の景観
(ピラウトウルナイ区域)



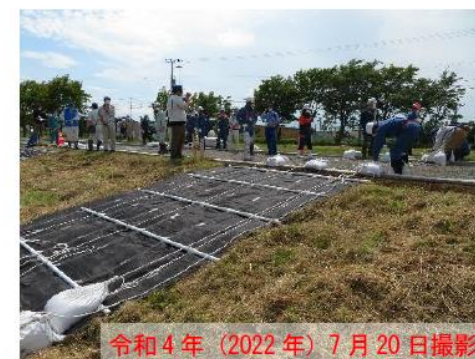
写真 2-12 沙流川河口部周辺

➤ 修正(案)(81ページ)



令和4年(2022年)7月20日撮影

写真 2-33 防災機関による積み土のう工



令和4年(2022年)7月20日撮影

写真 2-34 シート張工法



令和4年(2022年)7月20日撮影

写真 2-35 月の輪工法



令和4年(2022年)7月20日撮影

写真 2-36 北海道地区水防技術講習会

撮影年月日の記載(例)

2. 流域住民等からのご意見と回答について

パブリックコメントの実施について

- 「沙流川水系河川整備計画[変更](原案)」に対して沙流川流域の市町村(日高町・平取町))の住民の意見を反映するため、意見募集を行いました。

パブリックコメントの実施概要

◆縦覧期間

令和7年7月24日(木)～令和7年8月20日(水)

◆縦覧場所

- ・日高町役場
- ・平取町役場
- ・室蘭開発建設部本部
- ・鵠川沙流川河川事務所

◆提出意見数 2件

ご意見は、以下の項目を記入いただき、電子メール、郵送、またはファクシミリのいずれかの方法で行いました。

- ① 氏名
- ② 住所(市町名)、
- ③ 連絡先(電話番号又はメールアドレス)
- ④ 年代
- ⑤ 鵠川との関わり
- ⑥ 意見
- ⑦ 公聴会の参加希望確認

◆住民説明会

令和7年7月30日(水)
平取町中央公民館 大ホール
(14名参加)



令和7年7月31日(水)
日高町富川公会堂
(4名参加)



◆公聴会

令和7年8月26日(火) ふれあいセンターびらとり 小会議室(公述人1名)



流域住民等からのご意見

■ご意見・ご質問の整理

以降、いただいたご意見は事務局にてテキスト化し、受付順に掲載しております。
なお、個人情報については、公表を控えさせていただいております。

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項	—	—
①-1「日高シーニックバイウェイ」について	P.33	P.42
①-2内水氾濫について	P.34	P.61
②-1沙流川水系河川整備計画の変更にあたって	P.35	P.1,P.93
②-2河川管理者や地域住民等と築き上げてきた実績について	P.36	P.93
②-3地元自治体や地域住民による環境づくりについて	P.37	P.45,P.93

流域住民等からのご意見①-1への回答

【ご意見】(要約)

- ・「日高シーニックバイウェイ」は、平成26年より勉強会や準備会を重ね、令和4年度には第1回の代表者会議開催に至るなど、指定に向けた取り組みをすすめてまいりました。これまでの活動は日高管内の経済界(特に商工会)が中心となって展開されており、地域の観光資源や景観の魅力を活かした地域活性化に向けた強い意志が示されてきました。
- ・河川整備計画本文42ページ18行には「地域住民と行政が…」とありますが、経済界の役割を明記した文章にしていきたい。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ご意見を踏まえ、商工会等の中心的な役割を明記しました。

➤ 原案(42ページ16行目)

- ・シーニックバイウェイ北海道の候補ルートとして、日高シーニックバイウェイがあり、地域固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等の地域資源を最大限に活用し、地域住民と行政が連携し、「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を実践している。

➤ 修正(案)(42ページ16行目)

- ・シーニックバイウェイ北海道の候補ルートとして、日高シーニックバイウェイがあり、地域固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等の地域資源を最大限に活用し、商工会等が中心となって地域住民と行政が連携し、「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を実践している。



流域住民等からのご意見①-2への回答

【ご意見】

- 河川整備計画本文の60ページに示す、10行目から11行目にかけて「また、気候変動等により既存の樋門の排水能力が不足する場合は、必要に応じ…」とありますが、下流域の富川地区はたびたび内水氾濫が発生しています。
- 気候変動により洪水被害の確率が高くなったのであれば、樋門の改修の必要性も高まっていると考えられます。流域のオコタン川は平成28年の水害時にはオコタン樋門の閉塞により内水被害が発生し、逆流により自家用車が立ち往生している状況がありました。
- この洪水を踏まえ、富川D樋門は改修していただきました。しかし他の樋門についても懸念があります。流量計算を含む詳細な「調査」の実施を計画に加えていただきたいと思います。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- これまで排水能力が不足する樋門については、適宜改築等を行っているとともに、必要に応じて排水ポンプ車を配備するなどして対策を行ってきており、引き続き対策を行ってまいります。
- なお、原案に記載していた「必要に応じ」の文言は、不要として削除しました。

➤ 原案(60ページ10行目)

また、気候変動等により既存の樋門の排水能力が不足する場合は、必要に応じ施設の機能を確保する対策を実施する。

➤ 修正(案)(61ページ10行目)

また、気候変動等により既存の樋門の排水能力が不足する場合は、施設の機能を確保する対策を実施する。



浸水軽減対策(樋門の無動力化前)



浸水軽減対策(樋門の無動力化後)

流域住民等からのご意見②-1への回答

【ご意見】

- ・ 沙流川水系河川整備計画の現行文書については、他の北海道内河川の整備計画に比較し、流域の自然や文化のあり方に関する記述が多く、とりわけアイヌ民族関連の文化財や環境、景観、資源等に対する配慮を示す文言が明記されていることが重要な特長となっていると理解しておりました。
- ・ この特長が受け継がれ、より拡充されていくことが新計画でも担保されていることを念願しております。

【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・ 沙流川流域は、アイヌの人々や地域住民の皆様にとって歴史的・文化的に極めて重要な地域であると認識しております。
- ・ 整備計画[本文](案)の1ページでは、「沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンクル^ルと言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チャサンケ(舟おろしの儀式)、口承文芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期等の埋蔵文化財がこれまでに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関わりの深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる総合的な取組が進められている。」と記載しております。
- ・ 今後とも、アイヌ民族の皆様をはじめ地域の関係者の皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら、沙流川の豊かな自然と文化が調和した河川整備を進めてまいりたいと考えております。



チャサンケの場の保全



伝承活動に使用する素材の収集



オブシヌプリ (平取町)

流域住民等からのご意見②-2への回答

【ご意見】

- これまでの計画下において河川管理機関としての積極的関与・尽力があった点、特に近年では地元の平取町や平取アイヌ協会などとの常設の協議・協働体制が構築され、具体の方策・事業・活動等を共に積み上げてきた実績があり、肯定的に評価すべき重要ポイントだと認識しています。
- この点を総括として新計画にも特筆・明記し、確実に持続させていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ご意見を踏まえ、地域や関係機関等との協議・協働体制について明記しました。

➤ 原案(92ページ2行目)

- 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとされた背景を踏まえ、平取ダム建設時に実施してきた取組を引き続き行うなど、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。

➤ 修正(案)(93ページ2行目)

- 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとされた背景を踏まえ、地域や関係機関等で構成される協議会等を通じて、平取ダム建設時に実施してきた取組を引き続き行うなど、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。

流域住民等からのご意見②-3への回答

【ご意見】(要約)

- ・流域委員会の会議に提出された資料や議論を拝見・傍聴した限り、委員の皆様の多くが沙流川流域のアイヌ文化に関する特長について十分な情報を得られていなかったと考えます。
- ・アイヌ文化復興・振興への取組等といった地元自治体や地域住民による諸施策・諸活動が、より一層充実・発展していくような自然面、社会面の環境づくりにつながる計画となっているかどうか、仕上げ段階における見直しとブラッシュアップをお願いしたいと考えております。



【沙流川水系河川整備計画での対応】

- ・河川整備計画の変更にあたりましては、平取ダム建設時に実施してきた平取アイヌ協会、学識者、関係自治体等で構成する検討会にて、様々な情報を共有・把握してきたことから、今後のアイヌ文化復興・振興への取組にも活かしていくものと考えております。
- ・仕上げ段階における見直し、ブラッシュアップも行っていますが、同様の検討組織の設置や、アイヌ文化に関わる動植物や景観等への影響に関する定期的なモニタリング、協議結果に基づく具体的な対策の実施、進捗状況の評価・改善等の取組も引き続き行うとしております。
- ・本資料(資料-2)の27ページ(整備計画[本文](案)の45ページ24行目)にお示した通り、「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画」等が地元自治体による諸施策であり、ご懸念される地元自治体や地域住民による諸施策・諸活動が、より一層充実・発展していくものと考えております。
- ・今後とも、アイヌ民族の皆様をはじめ地域の関係者の皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら、沙流川の豊かな自然と文化が調和した河川整備を進めてまいりたいと考えております。